

現行

改定案

**政治資金監査に関する具体的な指針**……………1

I. 政治資金監査の目的……………3

1. 政治資金規正法の目的・基本理念……………3

2. 今般の政治資金規正法改正の経緯……………3

3. 政治資金監査の基本的性格……………4

4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け……………5

II. 登録政治資金監査人……………6

1. 登録政治資金監査人の資格……………6

2. 登録政治資金監査人の職務……………7

3. 登録政治資金監査人の責任……………8

III. 国会議員関係政治団体……………9

1. 国会議員関係政治団体の定義……………9

2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務……………9

IV. 政治資金監査指針……………11

1. 一般監査指針……………11

2. 個別監査指針……………13

V. 政治資金監査報告書……………17

1. 政治資金監査報告書の記載事項……………17

2. 政治資金監査報告書作成に当たっての留意事項……………17

**政治資金監査実施要領**……………19

I. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項……………21

II. 政治資金監査契約締結に当たっての留意事項……………22

1. 政治資金監査契約……………22

2. 契約書において規定すべき事項……………22

3. 政治資金監査契約に係る留意事項……………24

III. 領収書等の確認に当たっての留意事項……………25

1. 領収書等の記載事項の確認……………25

2. 領収書等のあて名等の確認……………25

IV. 会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項……………27

1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的……………27

2. ヒアリング事項……………27

3. ヒアリングの実施方法……………28

4. その他の留意事項……………29

V. 領収書等を徴し難い事情の具体例……………30

VI. 政治資金監査報告書記載要領……………31

1. 政治資金監査報告書の記載事項……………31

2. 政治資金監査報告書作成に当たっての留意事項……………31

3. 政治資金監査報告書記載例……………32

**政治資金監査に関する具体的な指針**……………1

I. 政治資金監査の目的……………1

1. 政治資金規正法の目的・基本理念……………1

2. 政治資金監査導入の経緯……………1

3. 政治資金監査の基本的性格……………1

4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け……………3

II. 登録政治資金監査人……………4

1. 登録政治資金監査人の資格……………4

2. 登録政治資金監査人の職務……………6

3. 登録政治資金監査人の責任……………6

III. 国会議員関係政治団体……………8

1. 国会議員関係政治団体の定義……………8

2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務……………8

3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項……………9

IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針……………11

1. 一般的な留意事項……………11

2. 調査方法……………11

3. 政治資金監査契約の締結……………12

4. 政治資金監査契約において規定すべき事項……………12

5. 政治資金監査契約に係る留意事項……………14

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針……………16

1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項……………16

2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項……………17

（1）領収書等の記載事項の確認……………17

（2）領収書等亡失等一覧表の作成要求……………18

（3）高額領収書等のあて名等の確認……………18

（4）会計帳簿の必要記載事項の確認……………19

3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項……………20

4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項……………21

（1）一般的事項……………21

（2）領収書等を徴し難い事情の具体例……………22

VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング……………23

1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的……………23

2. ヒアリング事項……………23

VII. 政治資金監査報告書……………27

1. 政治資金監査報告書の記載事項……………27

2. 政治資金監査報告書記載例……………30

政治資金監査実施要領を一体化

旧	新	改定の概要
<p data-bbox="142 296 685 348"><b>I. 政治資金監査の目的</b></p> <p data-bbox="121 432 635 464">1. 政治資金規正法の目的・基本理念</p> <p data-bbox="142 522 397 554">1. 及び2. (略)</p> <p data-bbox="121 613 635 644">2. <u>今般の政治資金規正法改正の経緯</u></p> <p data-bbox="142 703 359 735">3. ～6. (略)</p> <p data-bbox="121 793 543 825">3. 政治資金監査の基本的性格</p> <p data-bbox="142 884 284 915">7. (略)</p> <p data-bbox="142 974 1006 1005">8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者による監査である。</p> <ul data-bbox="186 1016 1314 1541" style="list-style-type: none"> <li>政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、支出の相手先、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、<u>国会議員関係政治団体と一定の関係を有する登録政治資金監査人は当該国会議員関係政治団体に対する政治資金監査業務を行うことができない</u>。</li> </ul> <p data-bbox="142 1646 887 1677">9. 政治資金監査は、職業的専門家による監査である。</p> <ul data-bbox="186 1688 1314 1898" style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査を行うのは、政治資金適正化委員会に登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士である。それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。加えて、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実施に当たっては、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研</li> </ul>	<p data-bbox="1359 296 1902 348"><b>I. 政治資金監査の目的</b></p> <p data-bbox="1338 432 1852 464">1. 政治資金規正法の目的・基本理念</p> <p data-bbox="1359 522 1762 554">1. 及び2. (現行のとおり)</p> <p data-bbox="1338 613 1822 644">2. <u>政治資金監査導入</u>の経緯</p> <p data-bbox="1359 703 1724 735">3. ～6. (現行のとおり)</p> <p data-bbox="1338 793 1760 825">3. 政治資金監査の基本的性格</p> <p data-bbox="1359 884 1650 915">7. (現行のとおり)</p> <p data-bbox="1359 974 2223 1005">8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。</p> <ul data-bbox="1403 1016 2531 1583" style="list-style-type: none"> <li>政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、<u>政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている</u>。</li> </ul> <p data-bbox="1359 1646 2104 1677">9. 政治資金監査は、職業的専門家が行うものである。</p> <ul data-bbox="1403 1688 2531 1898" style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査を行うのは、政治資金適正化委員会に登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士である。それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。加えて、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実施に当たっては、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研</li> </ul>	<p data-bbox="2555 600 2724 632">○表現を変更。</p> <p data-bbox="2555 978 2650 1010">○同上。</p> <p data-bbox="2555 1289 2724 1320">○表現を統一。</p> <p data-bbox="2555 1472 2852 1587">○業務制限規定に該当する関係性について、表現を統一。</p> <p data-bbox="2555 1656 2724 1688">○表現を変更。</p>

<p>修を修了することが要件とされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に<u>監査</u>を行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高い<u>監査</u>とすることが期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、この政治資金監査は、公認会計士の行う監査証明業務に該当しないものである。したがって、政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について、意見表明を求めるものではない。</li> </ul> <p>10. 政治資金監査は、会計事務に対する<u>外形的・定型的な監査</u>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に<u>従って</u>、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の<u>書類</u>が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。また、政治資金監査を行うに当たっては、いうまでもなく国会議員関係政治団体の政治活動の自由を尊重することが求められるものであり、政治資金の用途の妥当性を評価するものではない。</li> <li>・ 登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出の状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の<u>適正さ</u>を確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、<u>領収書</u>等の関係書類は現物を確認しなければならない。</li> </ul> <p>11. 政治資金監査は、当事者間の相互信頼に<u>基づく監査</u>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との双方の当事者間の契約に基づいて行われる業務であり、政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査を効率的かつ効果的に行うためには、一連の政治資金監査手続において会計責任者の協力が不可欠であり、また、円滑な政治資金監査の実施は当該国会議員関係政治団体にとっても有益である。</li> <li>・ 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない。他方、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。各当事者は、相互信頼に基づいて、それぞれの義務を果たすことが期待される。</li> </ul> <p>4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け</p> <p>12. 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに<u>準拠して</u>政治資金監査を行うことが求められる。</p>	<p>修を修了することが要件とされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に<u>_____</u>行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高い<u>もの</u>とすることが期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （現行のとおり）</li> </ul> <p>10. 政治資金監査は、会計事務に対して<u>外形的・定型的に行われるもの</u>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に<u>基づき</u>、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の<u>関係書類</u>が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。また、政治資金監査を行うに当たっては、いうまでもなく国会議員関係政治団体の政治活動の自由を尊重することが求められるものであり、政治資金の用途の妥当性を評価するものではない。</li> <li>・ 登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出の状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の<u>適正さ</u>を確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、<u>収支報告書及び会計帳簿</u>等の関係書類は現物を確認しなければならない。</li> </ul> <p>11. 政治資金監査は、当事者間の相互信頼に<u>基づき行われるもの</u>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （現行のとおり）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （現行のとおり）</li> </ul> <p>4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け</p> <p>12. 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに<u>基づき</u>政治資金監査を行うことが求められる。</p>	<p>○同上。</p> <p>○表現を統一。</p> <p>○表現を変更。</p> <p>○表現を統一。</p>
---	--	--



<p>(新設)</p> <p>2. 登録政治資金監査人の職務</p> <p>7. 及び 8. (略)</p> <p>9. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、<u>政治資金規正法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、</u>_____会計帳簿等の関係書類の作成責任及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。</p> <p>3. 登録政治資金監査人の責任</p> <p>10. 及び 11. (略)</p>	<p>7. <u>業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記業務制限に該当してはならない。</u></p> <p><u>また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになる場合も、政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば、適当ではない。</u></p> <p><u>なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。</u></p> <p>2. 登録政治資金監査人の職務</p> <p>8. 及び 9. (現行のとおり)</p> <p>10. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書及び_____会計帳簿等の関係書類_____について、_____法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、<u>収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成責任及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。</u></p> <p>3. 登録政治資金監査人の責任</p> <p>11. 及び 12. (現行のとおり)</p>	<p>○政治資金監査に関する Q &amp; A II - 1 ~ 4 の掲載事項を追加。</p> <p>○定義を移動。</p> <p>○表現を統一。</p>
---	---	---

### Ⅲ. 国会議員関係政治団体

#### 1. 国会議員関係政治団体の定義

1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党・政治資金団体及びいわゆる政策研究 \_\_\_\_\_ 団体を除く。）をいう。

##### 【1号団体】

国会議員・ \_\_\_\_\_ 候補者（候補者となろうとする者を含む。以下同じ。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（法第19条の7第1項第1号）

##### 【2号団体】

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項の適用を受ける同項第4号に該当する政治団体 \_\_\_\_\_ のうち、特定の国会議員・ \_\_\_\_\_ 候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（法第19条の7第1項第2号）

##### 【みなし1号団体】

政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・ \_\_\_\_\_ 候補者が代表者であるもの（法第19条の7第2項）

#### 2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務

2. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。

- ・ 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係るすべての収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。
- ・ すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない \_\_\_\_\_ こと（法第11条第1項・第19条の9）。
- ・ 毎年12月31日現在で、当該国会議員関係政治団体に係るその年における収入、支出等を記載した収支報告書を、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出すること（法第12条第1項・第19条の10）。
- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等を、これらに係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないこと（法第16条第1項・第19条の11第2項）。
- ・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成しなければならないこと（法第19条の11第1項）。

### Ⅲ. 国会議員関係政治団体

#### 1. 国会議員関係政治団体の定義

1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部、派閥・政策研究団体及び政治資金団体を除く。）をいう。

##### 【1号団体】

国会議員に係る公職の候補者 \_\_\_\_\_ が代表者である資金管理団体その他の政治団体（法第19条の7第1項第1号）

##### 【2号団体】

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項 \_\_\_\_\_ 第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（法第19条の7第1項第2号）

##### 【みなし1号団体】

政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの（法第19条の7第2項）

#### 2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務

2. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。

- ・ （現行のとおり）
- ・ すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴すこと（法第11条第1項・第19条の9）。
- ・ （現行のとおり）
- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等を、これらに係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存する \_\_\_\_\_ こと（法第16条第1項・第19条の11第2項）。
- ・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成する \_\_\_\_\_ こと（法第19条の11第1項）。

○表現を整理。

○定義を追加。

○表現を整理。

○同上。

<p>3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない（法第19条の13第1項）。</p> <p>4. なお、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体であっても、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある場合には、政治資金監査を受けなければならない。</p> <p>この場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。このほか、年の途中に国会議員関係政治団体に該当しない期間のある政治団体の政治資金監査については「政治資金監査実施要領」の「I. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項」を参考にすること。</p> <p>5. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(場所を移動)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Iから移動】</b></p> <p>2. 会計責任者に法令上求められる会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務は、国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体（以下単に「資金管理団体」という。）、また、国会議員関係政治団体又は資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体（以下「その他の政治団体」という。）それぞれの政治団体の区分ごとにその対象となる支出の範囲が異なるものであること。</p>	<p>3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として収支報告書を提出するときは、あらかじめ、<u>      </u>収支報告書及び<u>      </u>会計帳簿等の関係書類<u>      </u>について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない（法第19条の13第1項）。</p> <p>(場所を移動)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p><b>3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項</b></p> <p>5. <u>      </u>12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体であっても、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している場合には、政治資金監査を受けなければならない。</p> <p>この場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る<u>収支報告書及び会計帳簿等の関係書類</u>について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。<u>      </u></p> <p>なお、その年に収入及び支出をともに計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はなく、前年からの繰越額はその年の収入には含まれない。</p> <p>6. 会計責任者に法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴収<u>      </u>義務は、国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体<u>      </u>、又は<u>      </u>国会議員関係政治団体若しくは資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体（以下「その他の政治団体」という。）のそれぞれの政治団体の区分によりその対象となる支出の範囲が異なるものであること。</p>	<p>○表現を整理。</p> <p>○法第19条の10の内容を正確に反映するため、表現を明確化。</p> <p>○表現を統一。</p> <p>○政治資金監査に関するQ &amp; A IV-19 掲載事項を追加。</p> <p>○表現を統一。</p> <p>○表現を整理。</p>
---	--	--

**【旧政治資金監査実施要領 I から移動】**

3. 政治資金監査は、政治団体の区分に応じた \_\_\_\_\_ 会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体
会計帳簿	すべての支出		
明細書	すべての支出		
領収書等	すべての支出	1件5万円以上の支出	
振込明細書	すべての支出	1件5万円以上の支出	
領収書等を徴し難かった支出の明細書	すべての支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
振込明細書に係る支出目的書	すべての支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経費で1件1万円を超える支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出

(新設)

**【旧政治資金監査実施要領 I から移動】**

4. (略)

7. 政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。

(現行のとおり)

8. 国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間について政治資金監査を行う場合、以下の支出については、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すれば足りること。

- ・ 1件5万円未満の支出（領収書等の徴収義務がないため）
- ・ 領収書等がない支出のうち、資金管理団体にあつては1件5万円以上の人件費に係る支出、その他の政治団体にあつては1件5万円以上の経常経費に係る支出（いずれも領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書の作成義務がないため）

9. (現行のとおり)

○表現を明確化。

○政治資金監査に関するQ&A 2-5掲載事項を追加。



<h2>IV. 政治資金監査指針</h2>	<h2>IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針</h2>	<p>○章立てを変更。</p>
<p>1. 一般監査指針</p> <p>(1) 一般的な留意事項</p> <p>1. (略)</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等_____から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、会計帳簿とすべての領収書等とを突合させることが必要であること。</p> <p>3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の_____事務所で行わなければならないこと。</p> <p>4. 政治資金監査においては、_____会計帳簿等の関係書類については、その現物を確認しなければならないこと。したがって、領収書等についても、領収書等の写しではなく、領収書等の現物を確認しなければならないこと。</p> <p>(3) 政治資金監査契約の締結</p> <p>5. 円滑に政治資金監査を行うため、書面により政治資金監査契約を締結すること。</p> <p>6. 政治資金監査契約の締結の時期は、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中であっても差し支えないものであること。</p> <p>7. 政治資金監査契約の締結に当たっては、「政治資金監査実施要領」の「II. 政治資金監査契約締結に当たっての留意事項」を参考にすること。</p> <p>1. 政治資金監査契約</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領IIから移動】</b></p> <p>1. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならないこととされている（法第19条の13第1項）。政治資金監査を受けるに当たっては、_____国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間で、_____政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであること。</p>	<p>(削除)</p> <p>1. 一般的な留意事項</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 調査方法</p> <p>2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等の関係書類から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、会計帳簿とすべての領収書等とを突合_____ることが必要であること。</p> <p>3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の<u>主たる</u>事務所で行わなければならないこと。</p> <p>4. 政治資金監査においては、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について__、その現物を確認しなければならないこと。したがって、領収書等についても、領収書等の写しではなく、領収書等の現物を確認しなければならないこと。</p> <p>3. 政治資金監査契約の締結</p> <p>(削除)</p> <p>(場所を移動)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>5. _____政治資金監査を受けるに当たっては、<u>円滑に政治資金監査を行うため</u>、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間で、<u>書面により政治資金監査の実施に関する契約を締結するもの</u>であること。</p>	<p>○表現を統一。</p> <p>○政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行うことを記載上も明記。</p> <p>○表現を統一。</p> <p>○マニュアルの構成の変更により削除。</p> <p>○p. 10へ移動。</p> <p>○マニュアルの構成の変更により削除。</p> <p>○同上。</p>

<p>(場所を移動)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅱから移動】</b></p> <p>2. <u>国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人は、通常、政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであるが、円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること。</u></p> <p>2. _____ 契約書において規定すべき事項</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅱから移動】</b></p> <p>3. (略)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅱから移動】</b></p> <p>4. 政治資金監査の目的 政治資金収支報告書の作成が政治資金規正法に基づき適切に実施されているかを外部性を有する第三者が専門的な立場から確認し、もって収支報告の適正の確保に資することを目的として、政治資金監査マニュアルに基づき、法第19条の13第2項各号に掲げる事項について確認した結果を報告するものであること。 なお、政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき _____ 会計帳簿等の _____ 書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務であり、政治資金の用途の妥当性を評価するものではないこと。</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅱから移動】</b></p> <p>5. (略)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅱから移動】</b></p> <p>6. 政治資金監査の対象 国会議員関係政治団体から提出された政治資金監査の対象年に係る _____ _____ 会計帳簿等の関係書類を対象とすること。</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅱから移動】</b></p> <p>7. ~9. (略)</p>	<p>6. 政治資金監査契約の締結の時期は、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中であっても差し支えないものであること。</p> <p>7. _____ 円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること。</p> <p>4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項</p> <p>8. (現行のとおり)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>9. 政治資金監査の目的 _____ 収支報告書 _____ が _____ 法に基づき適切に作成されているかを外部性を有する第三者が専門的な立場から確認し、もって収支報告の適正の確保に資することを目的として、政治資金監査マニュアルに基づき、法第19条の13第2項各号に掲げる事項について確認した結果を報告するものであること。 なお、政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき収支報告書及び会計帳簿等の _____ 関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務であり、政治資金の用途の妥当性を評価するものではないこと。</p> <p>10. (現行のとおり)</p> <p>11. 政治資金監査の対象 国会議員関係政治団体から提出された政治資金監査の対象年に係る <u>収支報告書及び</u> <u>会計帳簿等の関係書類</u>を対象とすること。</p> <p>12. ~14. (現行のとおり)</p>	<p>○p. 9より移動。</p> <p>○マニュアルの構成の変更により削除。</p> <p>○表現を整理。</p> <p>○表現を統一、整理。</p> <p>○表現を統一。</p>
---	--	---



<p><b>3. 政治資金監査契約に係る留意事項</b></p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅱから移動】</b></p> <p>16. 契約の締結に当たっては、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間に、<u>政治資金監査マニュアルのⅡ. 1. (2) 業務制限</u>に掲げる関係を有する場合には、政治資金監査を行うことはできないことに留意すること。</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅱから移動】</b></p> <p>17. 及び 18. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>(4) 政治資金監査の事前準備</b></p> <p>8. ～10. (略)</p>	<p><b>5. 政治資金監査契約に係る留意事項</b></p> <p>21. 契約の締結に当たっては、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間に、<u>「Ⅱ. 1. (2) 業務制限」</u>に掲げる関係を有する場合には、政治資金監査を行うことはできないことに留意すること。</p> <p>22. 及び 23. (現行のとおり)</p> <p>24. <u>政治資金監査契約書は、政治資金監査及び政治資金監査報告書の作成という仕事の完成に対して報酬を支払うということの内容とするものであることから、印紙税法第2条及び同法別表第一課税物件表の番号二に掲げる「請負に関する契約書」に該当し、印紙税が課せられることとなり、契約金額に応じた収入印紙の貼付が必要であること。</u></p> <p>25. <u>登録政治資金監査人が政治資金監査報酬を受領した際に、国会議員関係政治団体に対して作成する領収書等は、営業に関しない受取書に該当するので、印紙税は課せられず、収入印紙を貼付する必要はないこととされていること。</u></p> <p>26. <u>政治資金監査報酬は、所得税法第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収することが必要とされていること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>○表現を整理。</p> <p>○政治資金監査に関するQ &amp; AⅣ-15 掲載事項を修正のうえ、追加。</p> <p>○政治資金監査に関するQ &amp; AⅣ-17 掲載事項を追加。</p> <p>○同上 (Q &amp; AⅣ-16)。</p> <p>○記載の重複。</p>
--	---	---

2. 個別監査指針

(1) 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

11. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(新設)

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。

なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。

- ・ 一覧表を作成した日付
- ・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名
- ・ 保存対象書類の名称及び冊数

保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。

保存対象書類一覧表 (例)

当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。

- ・ 会計帳簿 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)  
※補助簿・日計表を含む。
- ・ 明細書綴り 1冊
- ・ 領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)  
※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。
- ・ 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通

平成×年×月×日  
○○○○ (国会議員関係政治団体名)  
会計責任者 ○○ ○○

○章立てを変更。

○保存対象書類の一覧表に関する説明を追加。

<p>12. なお、保存されているかどうかの確認を行う対象となる会計帳簿等の関係書類は、<u>政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類であり、政治資金監査対象年の過去3年に係る会計帳簿等の関係書類ではないことに留意すること。</u></p> <p>(2) 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項</p>	<p>2. なお、<u>会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意すること。</u></p> <p>2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項</p>	<p>○表現を明確化。</p>
<p>二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。</p>	<p>二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。</p>	
<p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅲから移動】</b></p> <p>1. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、<u>当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならない（法第11条第1項・第19条の9）。したがって、政治資金規正法上、領収書等には、支出の「目的」、「金額」及び「年月日」の3事項が記載されていることが必要であるので、領収書等にこれらの事項が記載されているかを確認すること。</u></p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅲから移動】</b></p> <p>1. 領収書等の記載事項の確認</p> <p>(場所を移動)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅲから移動】</b></p> <p>2. 一般的な領収書等において、「目的」とは「但し、〇〇代として」など何に支出されたかが分かるような記載をいい、通常、摘要といわれるものである。また、「金額」とは当該支出の金額を、「年月日」とは当該支出の日付をいうものであること。</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅲから移動】</b></p> <p>3. 領収書等の3事項に欠ける領収書等があった場合には、その旨を指摘するとともに、<u>会計責任者等において領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなど、3事項を具備した領収書等を備えるよう求めること。</u></p>	<p>3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、<u>会計帳簿に必要記載事項を記載するとともに、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない（法第9条・第11条第1項・第19条の9）。政治資金監査においては、会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとなる。</u></p> <p>(1) 領収書等の記載事項の確認</p> <p>4. <u>法の規定上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項が記載されていることが必要であるので、領収書等にこれらの事項が記載されているかを確認すること。</u></p> <p>5. 一般的な領収書等において<u>支出の目的とは、「但し、〇〇代として」など何に支出されたかが分かるような記載をいい、通常、摘要といわれるものである。また、金額とは当該支出の金額を、年月日とは当該支出の日付をいうものであること。</u></p> <p>6. 領収書等に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘する<u>こと。</u></p>	<p>○表現を明確化。</p> <p>○定義箇所を変更。</p> <p>○政治資金監査の内容を記載。</p> <p>○場所を移動し、表現を整理。</p> <p>○表現を整理。</p> <p>○同上。</p> <p>○政治資金監査の方法を変更。</p>

<p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅲから移動】</b></p> <p>4. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎず、また、領収書等の3事項のうち、一般的に「支出の目的」が記載されていないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書に係る支出目的書とともに振込明細書を確認する必要があること。</p> <p>(新設)</p> <p>16. 領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載され____ない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）については、これらの支出の一覧表（以下「領収書等亡失等一覧表」という。）の提出を会計責任者に求めること。</p> <p>(新設)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅲから移動】</b></p> <p>2. _____領収書等のあて名等の確認</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅲから移動】</b></p> <p>5. (略)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領Ⅲから移動】</b></p> <p>6. あて名のない____領収書等及びあて名が「上様」の____領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言すること。</p>	<p>7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎ____ないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書に係る支出目的書とともに振込明細書を確認する必要があること。</p> <p><b>(2) 領収書等亡失等一覧表の作成要求</b></p> <p>8. 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）については、これらの支出の一覧表（以下「領収書等亡失等一覧表」という。）の提出を会計責任者に求めること。</p> <p>9. 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、「V. 2. (4) 会計帳簿の必要記載事項の確認」の18.により会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認すること。  <u>その結果、当該領収書等及び当該領収書等に係る請求書等の記載事項と、当該支出に係る会計帳簿の記載事項の整合がとれていない場合は、書面監査により支出の状況を確認できないものとして、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求めること。</u>  <u>なお、領収書等に必要記載事項の記載不備がある旨の指摘を受けて、会計責任者が当該領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどして、必要記載事項が記載された領収書等を備えた場合は、領収書等亡失等一覧表に記載するよう求める必要はない。</u></p> <p><b>(3) 高額領収書等のあて名等の確認</b></p> <p>10. (現行のとおり)</p> <p>11. あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言すること。</p>	<p>○表現を変更。</p> <p>○表現を明確化。</p> <p>○政治資金監査の方法を変更。</p> <p>○1件1万円を超える領収書等（高額領収書等）についてのみ、あて名の確認をすることを明記。</p> <p>○同上。</p>
---	--	--





<p>(新設)</p> <p>15. <u>なお、会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認すること。</u></p> <p>19. (略)</p> <p><b>(3) 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項</b></p>	<p>20. <u>会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。</u>  <u>なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>支出を受けた者の住所の記載が領収書等がないなど、事実上又は社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合</u></li> <li>・ <u>支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか確認が困難である場合</u></li> <li>・ <u>会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。</u></li> </ul> <p>21. _____<u>会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認すること。</u></p> <p>22. (現行のとおり)</p> <p><b>3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項</b></p>	<p>○内容を明確化。</p> <p>○平成21年度第1回委員会資料による見解の内容を反映。</p> <p>○政治資金監査の方法を変更。</p>
<p>三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。</p> <p>20. <u>国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について、その総額及び支出項目別の金額並びに_____人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第12条第1項・第17条第1項・第19条の10）。</u></p> <p>21. <u>領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。</p> <p>23. <u>国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について、その総額及び支出項目別の金額を、また、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第12条第1項・第17条第1項・第19条の10）。</u></p> <p>24. _____<u>会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること。</u>  <u>なお、会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合は、当該書面に記載された住所が収支報告書に転記されているかどうかを確認すること。</u></p>	<p>○表現を明確化。</p> <p>○表現を整理。</p> <p>○政治資金監査の方法の変更</p>

<p>22. 及び 23. (略)</p> <p><b>(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に掲げる事項</b></p>	<p>25. 及び 26. (現行のとおり)</p> <p><b>4. 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に掲げる事項</b></p>	
<p>四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。</p>	<p>四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。</p>	
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>(1) 一般的事項</b></p>	
<p>24. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書(振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面_____ )を作成しなければならないこととされている(法第 19 条の 11 第 1 項)。</p>	<p>27. <u>国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない(法第 11 条第 1 項・第 19 条の 9)。</u></p> <p>28. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書(振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」という。)を作成しなければならないこととされている(法第 19 条の 11 第 1 項)。</p>	<p>○説明を追加。</p> <p>○定義を追加。</p>
<p>25. 及び 26. (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>29. 及び 30. (現行のとおり)</p> <p><b>(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例</b></p>	
<p><b>【旧政治資金監査実施要領 V から移動】</b></p> <p>1. <u>国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない(法第 11 条第 1 項・第 19 条の 9)。</u>  「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 香典・祝儀 領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されている<u>もの。</u></li> <li>・ <u>バス・電車等の切符</u> <u>購入又は利用の際に領収書等が発行される場合を除く。</u></li> <li>・ <u>振込みの方法による支出</u> <u>振込明細書については、振込明細書に係る支出目的書とともに確認することとしてもよい。</u></li> </ul>	<p>31. _____</p> <p>「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 香典・祝儀 領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されている<u>ため。</u></li> <li>・ <u>金銭以外の支出</u> <u>物品の無償提供等の金銭を伴わない支出については、領収書等が発行してもらうことが事実上困難であるため。</u></li> </ul>	<p>○場所を移動。</p> <p>○内容を整理。</p>

- ・ 支出の目的が記載されていない振込金受領証  
コンビニエンスストアや金融機関等で払込みをした場合の受領証で、支出の目的が記載されていないもの。
- ・ 口座振替の利用  
支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定される。
- ・ 金銭以外の支出  
金銭を伴わない支出について、領収書等が発行してもらうのは事実上困難である。
- ・ 領収書が発行しない自動販売機の利用

**【旧政治資金監査実施要領Vから移動】**

2. 登録政治資金監査人は、上記以外の場合でも会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情と合理的に判断できる場合には、認めることとして差し支えないものであること。なお、ヒアリングにおいても判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとする。

- ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入  
自動券売機等による領収書等が発行されない形での利用又は購入が想定されるため。  
なお、定期券の購入等、領収書等が発行される形での利用又は購入については、領収書等を徴し難い事情には該当しない。
- ・ 振込みの方法による支出  
振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書等が発行しない場合が想定されるため。  
なお、金融機関が発行した振込明細書（振込金受領証を含む。）がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等に代えることができる。
- ・ 口座振替の利用  
公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため。  
なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は領収書等に該当する。

32. (現行のとおり)

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領IVから移動】</b></p> <p>1. 及び2. (略)</p> <p>(新設)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領IVから移動】</b></p> <p>3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計処理方法</li> <li>・ 支出項目の区分の分類</li> <li>・ 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの</li> <li>・ 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの</li> </ul> <p>27. <u>法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての書類の確認(以下「書面監査」という。)を行うとともに、以下に掲げる事項について、「政治資金監査実施要領」の「IV. 会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」により、会計責任者等に対しヒアリングを行うこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計処理方法</li> <li>・ 支出項目の区分の分類</li> <li>・ <u>領収書等の徴収漏れ又は亡失等により、書面監査では支出の状況が確認できなかったもの</u></li> <li>・ <u>収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの</u></li> </ul> <p>28. ～30. (略)</p> <p><b>3. ヒアリングの実施方法</b></p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領IVから移動】</b></p> <p>6. ～8. (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング</b></p> <hr/> <p><b>1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的</b></p> <p>1. 及び2. (現行のとおり)</p> <p><b>2. ヒアリング事項</b></p> <p>3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会計処理方法</li> <li>(2) 支出項目の区分の分類</li> <li>(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの</li> <li>(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの</li> </ul> <p>(削除)</p> <p>4. ～6. (現行のとおり)</p> <p>(1) 会計処理方法</p> <p>7. ～9. (現行のとおり)</p>	<p>○章立てを変更。</p> <p>○表現を整理。</p> <p>○記載の重複。</p>
---	--	---

<p>(新設)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領IVから移動】</b></p> <p>9. (略)</p> <p>(新設)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領IVから移動】</b></p> <p>4. 書面監査では支出の状況が確認できなかったものには、以下のものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がないもの</li> <li>・ 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないもの</li> <li>・ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもの</li> <li>・ 「政治資金監査実施要領」の「V. _____領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているもの</li> </ul> <p><b>【旧政治資金監査実施要領IVから移動】</b></p> <p>10. ~12. (略)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領IVから移動】</b></p> <p>13. 「政治資金監査実施要領」の「V. _____領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについては、その事情を会計責任者等に確認すること。</p> <p>(新設)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領IVから移動】</b></p> <p>5. _____書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）</li> <li>・ 他の政治団体に対する支出</li> <li>・ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出</li> </ul>	<p><b>(2) 支出項目の区分の分類</b></p> <p>10. (現行のとおり)</p> <p><b>(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの</b></p> <p>11. (現行のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (現行のとおり)</li> <li>・ (現行のとおり)</li> <li>・ (現行のとおり)</li> <li>・ _____「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の<u>事情</u>で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているもの</li> </ul> <p>12. ~14. (現行のとおり)</p> <p>15. _____「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の<u>事情</u>で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについては、その事情を会計責任者等に確認すること。</p> <p><b>(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの</b></p> <p>16. <u>収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）</li> <li>・ (現行のとおり)</li> <li>・ (現行のとおり)</li> </ul>	<p>○表現を整理。</p> <p>○同上。</p> <p>○内容を明確化。</p>
---	--	--



<p><b>V. 政治資金監査報告書</b></p>	<p><b>VI. 政治資金監査報告書</b></p>	<p>○章立てを変更。</p>
<p>1. (略)</p> <p>1. 政治資金監査報告書の記載事項</p> <p>2. 政治資金監査報告書の記載事項は、</p> <hr/> <p>以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表題（「政治資金監査報告書」）</li> <li>・ 日付</li> <li>・ あて先</li> <li>・ 登録政治資金監査人の氏名、登録番号及び研修の修了__日</li> <li>・ 監査の概要</li> <li>・ 監査の結果</li> <li>・ 業務制限</li> </ul> <p>3. 及び 4. (略)</p> <p>(場所を移動)</p> <p>(場所を移動)</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領VIから移動】</b></p> <p>2. 及び 3. (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>1. (現行のとおり)</p> <p>(場所を移動)</p> <p>(場所を移動)</p> <p>2. 及び 3. (現行のとおり)</p> <p>1. 政治資金監査報告書の記載事項</p> <p>4. <u>政治資金監査報告書には、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載することとし、具体的な記載事項は、以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表題（「政治資金監査報告書」）</li> <li>・ 日付</li> <li>・ あて先</li> <li>・ 登録政治資金監査人の氏名、登録番号及び研修の修了年月日</li> <li>・ 監査の概要</li> <li>・ 監査の結果</li> <li>・ 業務制限</li> </ul> <p>5. 及び 6. (現行のとおり)</p> <p>7. (現行のとおり)</p>	<p>○表現を整理。</p>

<p>6. 政治資金監査報告書のあて先は、政治資金監査を受けた国会議員関係政治団体の代表者あてとすること。</p> <hr/> <p><b>【旧政治資金監査実施要領VIから移動】</b></p> <p>1. 政治資金監査報告書には、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載し、かつ、当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が、作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押すこと。</p> <p><b>【旧政治資金監査実施要領VIから移動】</b></p> <p>4. 登録政治資金監査人の登録番号及び研修修了年月日については、登録政治資金監査人名簿への登録番号及び政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修の修了年月日を記載すること。</p> <p>7. 政治資金監査報告書の監査の概要は、以下に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ _____ 監査の根拠規定</li> <li>・ _____ 監査の対象書類と対象期間</li> <li>・ 実施した基準</li> <li>・ 責任の所在と範囲</li> </ul> <p>8. _____ 監査の根拠規定については、当該政治資金監査が「法第19条の13第1項の規定に基づく」<u>監査</u>である旨を記載すること。</p> <p>9. _____ 監査の対象書類については、_____ 監査の対象となった収支報告書等の _____ 対象書類を記載すること。また、対象期間については、_____ 監査の対象となった収支報告書等に係る会計の開始日と終了日 _____ を記載すること。</p> <p>10. 及び 11. (略)</p> <p>12. 政治資金監査報告書の監査の結果は、政治資金監査マニュアルに基づき書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施した結果を記載すること。</p>	<p>8. 政治資金監査報告書のあて先は、政治資金監査を受けた国会議員関係政治団体の代表者あてとすること。</p> <p><u>なお、政治資金監査報告書に記載する国会議員関係政治団体の名称は、当該団体の正式名称を記載すること。</u></p> <p>9. <u>登録政治資金監査人の氏名については、</u> _____ <u>当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が、作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押すこと。</u></p> <p>10. (現行のとおり)</p> <p>11. 政治資金監査報告書の監査の概要は、以下に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>政治資金監査の根拠規定</u></li> <li>・ <u>政治資金監査の対象書類と対象期間</u></li> <li>・ 実施した基準</li> <li>・ 責任の所在と範囲</li> </ul> <p>12. <u>政治資金監査の根拠規定については、当該政治資金監査が「法第19条の13第1項の規定に基づく」<u>もの</u>である旨を記載すること。</u></p> <p>13. <u>政治資金監査の対象書類については、政治資金監査の対象とした <u>収支報告書及び会計帳簿等の関係書類</u>を記載すること。また、対象期間については、<u>政治資金監査の対象とした年</u>を記載し、併せて当該年の収支報告書による報告の対象となったすべての期間について政治資金監査を実施した旨 _____ を記載すること。</u></p> <p>14. 及び 15. (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p>	<p>○誤りの多かった事項について記載。</p> <p>○記載の重複。</p> <p>○表現を整理。</p> <p>○同上。</p> <p>○表現を明確化。</p> <p>○記載の重複。</p>
---	---	---



**【旧政治資金監査実施要領VIから移動】**

5. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。
- ・           監査          事項について確認できないものがない場合、記載例（1）の例によること。
  - ・ 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例（2）の例によること。
  - ・ 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況が確認できなかったもの（人件費以外の経費の支出に限る。）がある場合、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例（3）の例によること。
  - ・ このほか、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、なお支出の状況が確認できなかったもの（「政治資金監査実施要領」の「IV. 会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」を参照のこと。）がある場合、その内容を明らかにした上、記載例（3）の例によること。

13. （略）

**【旧政治資金監査実施要領VIから移動】**

6. 登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の作成において、記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとすること。
14. このほか、政治資金監査報告書の作成に当たっては、「政治資金監査実施要領」の「VI. 政治資金監査報告書記載要領」によること。

16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。

- ・ 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた          場合、記載例（1）の例によること。
- ・ （現行のとおり）
- ・ 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（3）の例によること。
  - ① 領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されず、書面監査において支出の状況が確認できなかったもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例（3）の（別記）（1）の例によること。
  - ② 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、件数及び総額を明らかにした上、記載例（3）の（別記）（2）の例によること。
  - ③ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者に対するヒアリングを行った結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類及び金額を明らかにした上で、記載例（3）の（別記）（3）の例によること。  
また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例（3）の（別記）（1）～（3）以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。

17. （現行のとおり）

18. 登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の作成において、記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会する          こと。

（削除）

○表現を整理。

○政治資金監査報告書は、記載例に従って作成することを明示（記載順を変更）。

○表現を整理。

○マニュアル構成の変更により削除。

3. 政治資金監査報告書記載例

(1) 監査事項について確認できないものがない 場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国

2. 政治資金監査報告書記載例

(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国

○表現を整理。

○誤りを招きやすいため、記載を簡素化。  
○表現を整理。

○同上。

<p>国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する___報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>3 業務制限</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>3 業務制限</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>○表現を統一。</p>
<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する___報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。</p> <p>(注) 政治資金監査を___事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。</p> <p>① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合</p> <p>② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に___会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合</p>	<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。</p> <p>(注) 政治資金監査を<u>主たる</u>事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。</p> <p>① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合</p> <p>② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に<u>収支報告書及び</u>会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合</p>	<p>○同上。</p> <p>○政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で<u>行う</u>ことを記載上も明記。</p> <p>○表現を統一。</p>

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇（※3）の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇（※3）の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が

○誤りを招きやすいため、記載を簡素化。  
○表現を整理。

○同上。

<p>当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する___報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>3 業務制限</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>3 業務制限</p> <p>〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>○表現を統一。</p>
<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する___報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。なお、政治資金監査を___事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。</p>	<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。なお、政治資金監査を<u>主たる</u>事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。</p>	<p>○同上。</p> <p>○政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所でを行うことを記載上も明記。</p>

(3) 領収書等の徴収漏れ又は亡失等 がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類

について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会

○表現を整理。

○誤りを招きやすいため、記載を簡素化。

○表現を整理。

○同上。

<p>議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する___報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>(別記)(※3)</p> <p>(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」</p> <p>(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)</p> <p>(3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの (××月××日・××費・××××円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○</li> </ul> <p>3 業務制限</p> <p>○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。</p> <p>(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。</p> <p>(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。</p> <p>(別記)(※3)</p> <p>(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」</p> <p>(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)</p> <p>(3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの (××月××日・××費・××××円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○</li> </ul> <p>3 業務制限</p> <p>○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。</p> <p>また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>○表現を統一。</p>
<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する___報告書」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。なお、政治資金監査を___事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) (2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。</p>	<p>(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する<u>収支報告書</u>」とすること。</p> <p>(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。なお、政治資金監査を<u>主たる事務所</u>で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。</p> <p>(※3) (2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。</p>	<p>○同上。</p> <p>○政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行うことを記載上も明記。</p>

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がない 支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 収支報告書に \_\_\_\_\_ 記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない 支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 収支報告書に 支出の明細 を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

○表現を修正。